

第5回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会

- 1 日時：平成26年12月19日（金）13：15～14：25
- 2 場所：北九州市役所本庁舎5階 特別会議室A
- 3 出席者：委員10名、市側10名 計20名
〔委員〕安部 高子 株式会社ケイ・ビー・エス代表取締役社長
伊藤 豊仁 公募委員
太田 康子 北九州市婦人会連絡協議会事務局長
岡本 悦子 前熊西まちづくり協議会会長
田中 美穂 NPO法人STEP・北九州 理事
中禮 萌 公募委員
本田 美智子 公募委員
宮原 深海 門司区社会福祉協議会会長
森 裕亮 北九州市立大学法学部准教授
湯淺 壘道 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
九州国際大学客員教授

〔事務局〕井上 勲 総務企画局長
川本 一雄 総務企画局総務部長
梅本 浩史 総務企画局総務課長
森永 康裕 総務企画局総務課自治基本条例担当係長
上野 大輔 総務企画局総務課係員
ほか、市関係課から5名が出席
- 4 傍聴者：無
- 5 議事：（1）開会
（2）答申（案）について
（3）その他

6 議事概要

総務課長

定刻となりましたので、ただ今から「第5回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」を開催させていただきます。

それでは、お手元の資料を確認いただければと思います。

議事次第のほか、資料1から資料3までございます。不足等がございましたらお申し出ください。

本日は、10名の委員、全員にご出席いただいております、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日、傍聴者は、今のところいらっしゃいません。

それでは、ここからの進行につきましては湯浅委員長にお願いいたします。

湯浅委員長

暮れのお忙しいところ、本日は、全委員の皆様にご出席いただき、ありがとうございます

ます。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、第5回目の委員会で、最終回ということでございます。

前回は、「答申案の骨子」を、皆様にご覧いただき、色々ご意見をいただきました。

そうしたご意見、今までいただいたご意見を踏まえまして、私と森副委員長、事務局の方で、「答申案」という形でまとめたものを、委員の皆様にご提示しております。

これから、事務局に説明をしていただきますけれども、週明けの月曜日、22日には、市長に答申を手交するという予定になっております。したがって、本日、答申案について、ご審議いただきますが、あらかじめ、委員の皆様には、ご意見をお伺いしたかと思いますが、最終的に、これを本委員会の答申として決定してよろしいかということについて、委員の皆様にご確認をお願いしたいと思います。それから、本日は最終回でありますので、お1人ずつ、本委員会の感想を、お伺いする時間を取りたいと考えております。

それでは、事務局の方から答申案のご説明をお願いします。

総務課長

それでは私の方から、答申案のご説明をさせていただきます。

まず、資料2、A3の1枚紙をご覧ください。これは、答申案の概要でございます。前回の委員会で「答申案の骨子」ということでお示しさせていただいたものと、基本的な構成は、変わってございません。

それでは、資料3「答申案」のご説明をさせていただきます。

1ページをご覧ください。

「1 はじめに」は、本委員会の設置の趣旨等について記載してございます。

要約して申し上げますと、

『本委員会は、北九州市自治基本条例に基づく市政運営の状況の評価し、条例について必要な見直しを検討するために設置され、平成26年5月22日、北橋健治 北九州市長より意見を求められた。』

また、本委員会は、学識経験者、公募委員ほか全10名により構成され、平成26年5月以降、計5回会議を開催し、条例制定時の議論や経緯、条例に込められた思いも踏まえ、条例に基づく市の取り組みが、条例の趣旨に沿ったものとなっているかについて、活発かつ慎重に審議し、答申を取りまとめた。』としてございます。

2ページをご覧ください。

「2 評価方法等」については、本委員会が行いました条例に基づく市政運営の評価方法について記載してございます。

『本委員会における評価に当たっては、条例の規定に基づく市の取り組み全般について、条項ごとに確認しながら、それが条例の趣旨に沿って行われているかどうかを事業等の実績や成果等から検証し、課題がある場合は、見直しの方向性を示しながら進めてきた。特に、市民自治の推進において核となる「情報共有」「市民参画」「コミュニティ」について集中的に審議してきた。』

また、市が行っている様々な取り組みを市民がどのように受け止めているのか、市民の主体的な行動に結びついているかということも評価の観点として考慮する必要があるため、市民意識調査等の結果も踏まえた上で、評価を行ってきた。』としてございます。

その下、「3 審議経過」は、本委員会における審議の経過を記載してございます。

第1回目の委員会を5月に開催し、本日の第5回委員会まで、計5回の委員会を開催し

てございます。

3ページをご覧ください。

3ページの「4 条例の規定に基づく市の取り組み等について」は、主に第2回と第3回の委員会でご説明させていただきました、条例の規定に基づく市の様々な取り組み及び関連する市民意識調査の結果について、その概要をまとめております。

「(1) 総論」につきましては、

『条例の趣旨を踏まえ、まちづくりを進めていくためには、市民や市職員が条例に対する理解を深めることが重要であるため、市は条例施行後、

市民に対しては、市政だよりなどで「自治基本条例」特集を実施。パンフレットや逐条解説書を区役所や市民センターへ配布。

将来のまちづくりを担う子ども達が、条例について理解を深めるため、中学校3年生向けの副読本を作成配布。

市職員に対しては、係長級以上の全職員、新規採用職員や採用5年次の職員など、各階層の職員に対する研修を計画的に実施。

といった取り組みに努めているが、平成26年度に実施した市民意識調査によれば「条例の認知度」は、4割弱となっている。』としてございます。

その下、「(2) 情報共有」につきましては、

『市民が市政に対して問題意識を持ち、意見や提案を行うためには、市と市民が市政に関する情報を共有することが不可欠であるため、市は、多様な方法や媒体で情報提供を行っているが、市民意識調査によれば、市の情報発信の方法については「より分かりやすく、情報を整理して発信して欲しい」「情報を入手しやすいように、色々な媒体、場所で発信して欲しい」と回答した人が多く、共に約4割となっている。』としてございます。

その下の表は、委員会の中で、ご説明申し上げました「主な情報共有の取り組み」をまとめたものでございます。

4ページをお開きください。

「(3) 市民参画」につきましては、

『社会経済情勢が急速に変化する中、これまで以上に、市政に対する市民の意見や提案をきめ細かく把握し、適切に市政に反映させていく必要があるため、市は、市民に対して多様な市民参画の機会を確保し、様々な方法で市民の意見等を聞いているが、市民意識調査によれば「市政に対して意見や提案をした経験はない」と回答した人が86.5%となっている。一方「市政に対して意見や提案をしたいと思う」と回答した人は6割弱となっている。また「あなたの声が市に届き、きちんと対応されている」と「感じていない」と回答した人に、その理由を尋ねたところ、「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」が最も多く、6割弱となっている。』としてございます。

5ページから6ページの表は、委員会の中で、ご説明申し上げました「主な市民参画の取り組み」をまとめたものでございます。

6ページの下、「(4) コミュニティ」については、

『条例では、市民の主体的なコミュニティ活動への参加を通じて、市民が共に暮らす地域社会の維持形成に努めることとされている。また、市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がそれぞれの地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対して積極的に支援することとしていることから、市は、市民の主体的な行動や、コミュニティの活性化に繋がる様々な取り組みを行っている。

市民意識調査によれば「住民主体のまちづくりが必要と思う」と回答した人は、約9割

となっているが、実際に地域活動を経験したことのある人の割合は、約5割となっている。また、地域活動に参加しない理由としては「どんな活動をしていいのかわからない」「地域の団体のことがよくわからない」を合わせた、地域団体や活動に関する情報が不足しているとの理由が4割弱と一番多くなっている。

また、これからの地域活動を支える大切な団体については「自治会・町内会」との回答が最も多く、実際に加入していると回答した人の割合は73.9%となっている。自治会・町内会に「加入していない」と回答した人に、その理由を尋ねたところ、「加入を勧められたことがない」「役員になりたくない」「加入しなくても日常生活に支障がない」との順に回答が多い結果となっている。』としてございます。

その下、7ページから8ページの表は、委員会の中で、ご説明申し上げました「コミュニティに係る主な取組状況」をまとめたものでございます。

9ページをご覧ください。

「(5) その他市政運営」については、条例第5章の「市政運営」の規定に基づく、市の取り組み、第15条の「計画的な行政運営」、第16条の「法務」、第17条の「財政運営」、第18条の「行政評価」についての記載でございます。主に、第2回の委員会でご説明させていただいた内容について、記載してございます。

以上が、「4 条例の規定に基づく市の取り組み等について」のご説明でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

「5 評価等について」につきましては、今回の委員会における見解を示す部分で、答申の柱となる部分でございます。

まず、「(1) 総論」につきましては、

『市は、条例制定直後より、市民や市職員を対象に、条例に対する理解を深める取り組みとして、様々な広報や研修を行ってきているが、直近の市民意識調査によれば「条例の認知度」は、4割弱にとどまっている。

条例に基づき、まちづくりを進めていくためには、自治の主体である市民、議会、行政が条例の趣旨を理解することが不可欠であり、条例に対する理解を深める取り組みは、今後も継続的に進めていく必要がある。』としてございます。

『具体的な取り組みについては、パンフレットや副読本を配布するといった取り組みに加え、市民がまちづくりにおける自らの責務を正しく理解した上で、具体的な行動や実践に繋がるような工夫が必要であることや、将来のまちづくりを担う若い世代が、まちづくりについて考えるきっかけとなる取り組みの充実にも努める必要がある。具体的な取り組みのアイデアとして、平成27年度は、条例施行5周年にあたる年であり、市民が「自治」について、改めて考える機会となるフォーラムの開催なども有効な手段である。

また、市職員に対しても、今後、条例の規定と、市の具体的な取り組みを関連づけ、市民自治の確立を念頭に置いた職務の遂行に努める意識を定着させる取り組みも必要である。』としてございます。

こうした『条例に対する理解の醸成に向けた取り組みと併せ、まちづくりにおいて「自助、共助、公助」を踏まえた市民と行政の適切な役割分担を進めていくため、市民が主体的にまちのことを考え、主体的に行動し、それを行政が支援するという基本的な認識を、市と市民が共有することが必要。』としてございます。

「見直しの方向性」としては、2点ございまして、

条例に対する理解を深める取り組みの継続的な実施、

「自助、共助、公助」を踏まえた市民と行政の役割分担の推進、

を挙げてございます。

11 ページの一番下、「(2) 情報共有」につきましては、

『市は、現在でも市政に関する様々な情報を、多様な媒体で提供しており、引き続き、適切な方法で情報提供を行う必要がある。情報提供する内容についても、分かりやすい表現や目を惹く工夫にも努めるなど、情報提供にあたっての基本的な手法を行政内部で共有する必要がある。』としてございます。

『市民意識調査によれば、情報を入手する方法としては、20歳代は「雑誌やフリーペーパー」「フェイスブックやツイッターといったソーシャルメディア」が多く、70歳代は「回覧板」や「新聞記事」が多い結果となっていることから、市民の世代や関心に応じ、きめ細かな情報提供を行うためには、情報を提供する方法を適切に選択すると共に、伝えるべき情報の優先度を踏まえ、強弱を付けた発信方法の工夫なども必要であること。

その際、自ら情報を入手することが困難な市民への配慮が必要であることや、若い世代ほど、市政への関心度合いが低くなる傾向が見られることから、若い世代に対する市政に関する情報発信を強化する必要がある。』としてございます。

また、『市民自治を推進する観点からは、市政の課題など、市民参画の前提となる情報の提供に重点を置く必要がある。市民自らが、市政に関する情報を自ら入手しようとする姿勢も重要であり、そうした意識の醸成も必要である。地域コミュニティの情報の発信を、市が支援することも、市民自治の基盤を広げていく観点から有効である。』としてございます。

13 ページの上になりますが、この「情報共有」に関する「見直しの方向性」としては、4点ございまして、

世代や、関心分野に応じた多様な手法による情報発信、
提供する情報の整理や強弱など発信方法の工夫、
市政への関心を高める情報提供、
様々なコミュニティの情報発信への支援、
を挙げてございます。

次に、「(3) 市民参画」につきましては、

『市は、様々な方法で市民の意見等を聞いているが、市民意識調査によれば、「市政に対して意見や提案をしたい」と回答した市民が多いにもかかわらず、その「経験がない」との回答が9割弱と突出して多いことなどから、市民の市政への参加意欲が、市政に対する意見や提案などの具体的な行動に繋がっていないことが伺えた。市民の参加意欲を行動に繋げるためには、市民参画の意義や、具体的な市の市民参画制度、市民の意見等が反映された事例等について、適切に周知すると共に、市民が、自分達の意見が市に届き、市がそれに適切に対応していることを実感してもらうことが必要。』としてございます。

『その上で、個々の市民参画の制度について、
参加しやすい手続きになっているか、
会議などは、時間帯や場所など、参加しやすい工夫がされているか、
市民の意見や提案を市政に反映させているか、
市民の意見や提案を反映させた事例が市民に伝えられているか、
などといった観点から点検し、必要に応じて改善を行い、さらに多くの市民の参画に繋がるよう努める必要がある。』としてございます。

『このほか、市民と市職員が気軽に意見交換をすることができる機会を拡充し、例えば区長懇談会の活性化や地域の会合への市職員の参加など、日常的なコミュニケーションの

中で信頼関係を築いていくことも重要。』としてございます。

14ページ上になりますが、この「市民参画」に関する「見直しの方向性」としては、3点ございまして、

市民参画の意義や制度等の市民への周知、

個々の市民参画制度について、より市民が参画しやすくなるよう仕組みの改善、

市と市民の日常的なコミュニケーションの機会の拡充・活性化、

を挙げてございます。

次に「(4) コミュニティ」につきましては、

『市は、市民の主体的なまちづくり活動への参加や、活動主体である地域のコミュニティの活性化を促進するため、様々な取り組みを行っているが、地域においては「活動の担い手の高齢化・固定化、後継者不足」「自治会・町内会の加入率の低下」など課題は多く、本委員会においてもこのテーマに対して多くの意見が出された。

市民意識調査によれば「住民主体のまちづくりが必要と思う」と考える市民は約9割にのぼる一方、実際に地域活動を経験したことがある人の割合は、約半数程度となっている。

また、東日本大震災をはじめ、大規模な自然災害の発生を契機に、地域におけるコミュニティの重要性の認識が高まっている中、市民のまちづくりへの参加意欲を具体的な行動に繋げ、地域コミュニティの活動を活性化させていく必要がある。』としてございます。

その上で、「見直しの方向性」としては、7点挙げてございまして、

1点目が、委員の皆様事前に説明したものと若干記載が変わっておりますが、

「コミュニティの重要性についての共通理解の醸成」ということで、

『コミュニティの活性化を成功させる基本条件は、市と市民がこれからのコミュニティについて同じ思いを持っていることである。したがって、市はコミュニティの重要性について、市と市民との間に共通の理解が醸成されるよう努めなければならない。』としてございます。

2点目が、「まちづくりを担う人材の育成」ということで、

『市においては、様々な形でまちづくりを担う人材育成の取り組みが行われているが、そうした市民が実際に地域でまちづくりに関わっていくようになることが重要であり、その意味では、実際の地域のまちづくりの場面で人材の育成にも繋がるような機会の提供に努める必要がある。』としてございます。

3点目は、「自治会・町内会、NPO・ボランティア団体の活性化・活動促進」ということで、

『自治会・町内会については、加入率の低下や役員の高齢化・固定化などの課題を抱えているが、市民意識調査等によれば、コミュニティの中でも、まちづくりにおいて自治会・町内会が果たす役割に期待する市民が多いことが認められる。

自治会・町内会への市の支援については、これまでも様々な取り組みが行われているが、引き続き、その活動の活性化に繋がる取り組みが必要である。

加えて、地域社会が変化する中において、NPOやボランティア団体等の活動に対する期待は大きいものがあるが、その活動が必ずしも地域に広がっていないとの意見がある。活動の基盤を広げるため、地域と団体のネットワークづくりや情報提供を強化する必要がある。

また、自治会・町内会やNPO・ボランティア団体等のそれぞれが、より多くの市民の理解・共感を得て、参加の促進に繋がるよう「活動内容に関する分かりやすい情報発信」、「誰もが参加しやすい雰囲気づくり」などに取り組まれることを期待し、市がそれを適切

に支援していくことが求められる。』としてございます。

4点目は、「多様な活動主体による協働の推進」ということで、

『様々な地域の課題に対処していくためには、多様な活動主体による協働は不可欠である。既に、自治会・町内会とNPOやボランティア団体などが協働でまちづくりを実践している事例もあり、市においては、そうした事例に関する情報発信を適切に行うとともに、各活動主体の顔の見える関係づくりを促進する必要がある。』

また、条例第9条が規定するまちづくりにおける事業者の責務も踏まえ、地域のまちづくりへの企業や従業員の参加を促進する必要がある。』としてございます。

5点目は、「まちづくり協議会の活性化、市民センターを使いやすくする工夫」ということで、

『まちづくり協議会とその活動拠点となる市民センターは、住民主体のまちづくりを進めていく上で、大きな役割を果たしてきた。今後も、市においては、地域が主体となって、かつ地域の実情に応じた活動が可能となるよう様々な支援策を検討する必要がある。』

また、市民センターについては、まちづくりや市政に関する情報発信や市民の意見等を市に届ける市民参画という視点から、市民に身近な市民センターづくりに取り組んでいく必要がある。』としてございます。

6点目は、「地域のまちづくり活動に関する情報提供の強化ときっかけづくり」ということで、

『地域のまちづくり活動に関する情報が、幅広く市民に行き届くような分かりやすい情報発信に努める必要がある。』

また、きっかけがなければ、最初の一步を踏み出すのは難しいとの意見もある。そうした市民に対して、まちづくり活動に参加するきっかけとなる機会の提供に努める必要がある。』としてございます。

7点目は、「市職員のまちづくりへの参加」ということで、

『地域のまちづくり活動に参加している市職員も多いと思われるが、その参加を一層促進する必要がある。』

また、条例第14条に定める市職員の役割及び責務が果たせるよう、市職員が地域のまちづくりに関する理解を深め、自治会・町内会や、NPO・ボランティア団体等との連携を支援することができる能力の向上に努める必要がある。』としてございます。

次に、16ページの下、「(5) その他市政運営」につきましては、

『条例第5章の「市政運営」の規定に基づく取り組みにつきまして、第16条「法務」において、応訴や提訴など「訴訟」という手段を、今後も的確に用いていく必要があること、第17条「財政運営」において、市の財政状況について、市民がより分かりやすく理解することができる情報提供が必要である。』との意見について記載してございます。

以上が「5 評価等について」のご説明でございます。

17ページをご覧ください。

「6 条例の見直し」に関しましても、先ほどの5と同様、答申の柱となる部分でございますが、条例第29条において「市政が、この条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、この条例について必要な見直しを検討する」と規定されてございますので、「条例の見直し」についての委員会としての見解を示すものでございます。

前回の第4回の委員会でご議論いただきました内容を踏まえ、記載してございます。

趣旨といたしましては、

『条例制定以降、市では、条例の趣旨を踏まえ、市民自治の確立に向け、情報共有や市

民参画、コミュニティに対する支援などの取り組みを進めており、市長が、条例第13条に規定する市長の役割及び責務を遵守していることが伺える。

一方で、市民意識調査の結果などからは、条例に基づく市の取り組みの効果が十分に発揮されているとは言い難い状況も見受けられる。

本委員会は、市の取り組みが、条例の趣旨に沿って運営されているかどうかについて、様々な課題を指摘したが、その課題は、市民、議会、市長等がより一層条例に対する理解を深め、自治において果たすべき役割や責務を深く認識したうえで、まちづくりや市政運営に取り組むことにより、解決していくことが可能と考え、現時点においては条例の特定の条文の改正、追加を行う必要は特に認められないということを確認した。』としてございます。

なお、『市においては、本答申を尊重し、今後、具体的な取り組みの改善等に反映させていただきたいこと。また答申には盛り込まれていない、審議の過程において、各委員から出された具体的な取り組みのアイデアや提案なども参考にしながら、市民自治の更なる推進に向け、取り組んでいただくことを期待する。』としてございます。

また、市民に対するメッセージとして、「市民」のあるべき姿について、

『市民自治は、行政主導ではなく、市民の主体的な行動により、実現が図られるべきものである。一人でも多くの市民が「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく」という本市の自治の基本理念を理解し、行動につなげていただくことを期待したい。』との記載をしております。

以上が、「6 条例の見直しについて」の説明でございます。

18ページ以降につきましては、資料として、本委員会の名簿、自治基本条例の全文を掲載しております。

以上で、答申案の説明を終わらせていただきます。

湯淺委員長

ありがとうございました。

ただ今の説明を踏まえまして、ご審議をいただくわけですが、冒頭、申し上げたとおり、週明けの月曜日には、市長に答申をお渡ししないとイケないというタイトなスケジュールになっているため、あらかじめ、委員の皆様にご意見をお伺いして、それを反映したものを、本日の答申案としてお示ししております。

したがいまして、今、事務局よりご説明をいただきましたが、特段のご意見がなければ、委員会として、この答申案を正式に答申として、決定するというにさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。

はい。どうもありがとうございました。

それでは、これで、委員会の答申として決定をさせていただきます。

答申につきましては、22日の午後、私から市長にお渡しをさせていただきたいと思っておりますし、その際、委員会の審議の様子などもお話したいと思います。

それでは、本日は、最終回でもありますので、改めて、皆様から委員会を振り返っての所感や、今後に向けての要望でも何でも結構ですので、お一人ずつ、ご意見を頂戴できればと思います。

委員

短い期間でしたけれども、本当に勉強させていただきました、ありがとうございました。

今回「自治基本条例」というものを、真面目に学びました。

真面目に、真面目に考えた結果、これは縦割りだけでなく、横断的にも町内会とか自治会とか、まちづくり協議会、市民、行政も入っていただいて、具現化していただければと思っています。未だに「ごみの分別って、そんなにしないといけないの」という方もいらっしゃると思いますので、横断的にすると、情報の発信も、隅々までいって、情報の共有が進み、もっと住みやすいまちづくりもできると思います。

委員

「コミュニティ」のあり方について、随分、考えさせていただきました。

私自身も「コミュニティ」というか、自治区会や色々な既存の団体については、あまり期待していない部分もあるし、ある意味で考え直さないといけないところが沢山あると思います。私自身、まちづくり協議会や、地域の社会福祉協議会の会長、町内会長やマンションの理事長をしたりと色々なことをしてきたんですが、何か違うなというのはやはり「やらされ感」が大きいんですね。既存の団体は、そうした「やらされ感」があるということで、主体的に参加するという意識になっていないというのがあるから、嫌々、来ているので、うまく議論もできないし、活動もうまくいかないんですね。

自分自身も、嫌々ながら参加していた部分というのは、非常に反省しているんですけども、今後の「コミュニティ」のあり方というのは、こういうことを議論して「自治基本条例」を、市民、市職員、議員がもっと勉強し、議論をしないと意識が高まっていかないと思います。日常の生活の中では、忙しいので、なかなか、自治についてはあまり考えていないんだと思うんですね。だから、社会環境が大きく変化する中で、自治の問題について、一人ひとりが主体的に参加するためには、ある程度、覚悟を決めて、取り組まないといけないと思います。それで、北九州市での成功の鍵は、私は、市職員と議員の意識がどう変わるかということが大きいと思います。聞いたところでは、市職員も議員さんもあまり、条例に関心がないんですね。「知っている」という程度で、実際、議会報告会の中でもほとんど触れられません。だから、例えば、議会報告会の中でひとこと、「こういうのがありますよ」ということを触れてもらえるといいなと思いました。

もう1点は、若者の政治意識が低いということで、今度の選挙の投票率もそうですが、若者をいかにして政治に参加させるか、やはり、将来の日本の担い手である若者にもっと色々な場面で政治に参加して欲しいと思います。

今回は、学生の委員に参加してもらって大変ありがたく思っていますが、LINEとかインターネットだけではなくで、主体的にまちづくりにどんどん参加して欲しいなと期待を込めて思います。以上です。

委員

私も、PTAとか、市民センターの勤務を経て、今は婦人会活動をしておりますけれども、いかに自分でやりたいことを見つけていくかというところに行き着くんじゃないかなと思います。市民意識調査では「地域活動をしたくても、やり方が分からない」という回答の割合が大きいんですが、やはり、勇気を持って一步踏み出すためには、どうしたらいいのかなと思っています。また、地域に関心のない人に、関心を持ってもらうようにすることも必要だと思っています。

住民主体でまちづくりをしていくためには、やはり市民センターが中心となって、色々な方が集い、意見を出し合い、皆で支え合いの社会を作っていくことが大切だと思います。

高齢化社会に向かって行くには、顔の見える、信頼のおける地域の繋がりを広げていく、関心のない方にも関心を持っていただくように持っていき、一緒になって、まちづくりをやっているという認識になって欲しいと思います。

この委員会に出席させていただいて、本当に多くのことを学ばせていただきましたので自分の活動にも生かしていきたいと思っております。

それから、NPOとかボランティア団体も「是非、活動の中に入って」って、よくいらっしやるんですが、中々、NPOがどこにどうあって、どのような活動をしているかというのが、目に見えてこないところがありますので、NPOやボランティアの方々も自分達から語りかけて、入っていく努力をしないと、まちづくりとか市民センターからは、中々お声をかけ辛いのではないかなと思っております。

先ほど、委員もおっしゃっていましたが「若者が入って」というところは、今後、高齢社会の中に、いかに若者が関わっていくのかということが重要になってくると思いますので、私たちも、小・中・高校・大学など若い世代の方々と交流を持ち、協働の作業ができればいいかなというふうに思っております。以上です。

委員

私たちは、日々、生活していく上で「ここが、こうなったらもっといいのに」という気持ちは誰もが持っていると思うんですね。ただ、それを持って行くところがないから、何も変わらずに「こんなものかな」と思って暮らしているんですが、「自分たちのまちのことは、自分たちで考えて、決定していくことができる」ということを一つ知るだけでも、そういう自分の思いを伝えていけるのではないかなと思いました。

その窓口の一つとして、地域には市民センターがあって、そこには子どももいれば、お年寄りの方たちも色々な方たちが、ご近所ということでお出でになります。それで、子どもたちが市民センターに来るようになって、それを受け入れてくれる大人がいて、自分たちのことを見てくれる大人がいる環境で子どもたちも育っていけば、将来、中学・高校・大学生になって、そして自分が家庭を持った時に、自分のまちのことに関心を持てる大人になっていけるのかなと感じています。その入り口として、やはり、この「自治基本条例」を皆に知ってもらいたいなと感じました。日々暮らしていく中では、中々こういう条例に接する機会がないのに、こうやって機会を与えていただきまして、ありがたく思っております。

それから、私、地域のことにあまり関心がないという意見を聞いて、目から鱗というか、NPOが地域に溶け込んでいないというのは、そういったところにあるのかなと少し感じました。

地域のことというのは、嫌でも避けることができない、足を突っ込んでしまったら、これは嫌だから参加しないとか、そういう選択はできないんですけど、NPOの方たちは自分たちの関心のあることだけやって、自分たちが嫌なことは「私たちの活動とは違うから」と言って、切ることができるというところが、地域で生きる者とNPOとの違いなのかなと、今回すごく感じさせていただいて、NPOが、少し分かったような気がしました。

ありがとうございました。

委員

私も、何回もお話に挙がりましたようにNPOの1人ではあります。

私どもは、きっかけは、不登校の子どもたちが、これほど充実した学校制度というもの

ができていの中で、そうした子どもが増えていくというところから「そこで起きていることは一体何だろう」と、言葉にちゃんとしない子どもたちの所に自分たちが行くという方法で、私たちが作ってきた社会の中での違和感、そういったものを、子どもたちに教えていただくという形からスタートをしたわけです。

その子どもたちも成人しましたし、既に成人どころか社会の中核的な年代に入っている人たちも多くなりました。そうなるにつれて、子どもたちに何が起きているのかというふうに思っていた部分は、実はおこがましい話で、自分たちがこうあるはず、なるはずだった社会のありようというものを逆に突きつけられて、学ぶべきは、自分たち自身だったなということにこの25年近く、毎回、気付かされた活動だったと思います。

そして今、その成人した若者たちが社会の担い手となるべき準備ができていはずなんですけど、どうもその時代において、社会の次のバトンを受け取ろうとしない、人と繋がろうとしない、社会に目を向けようとする状況に陥っている。孤立化し、また、無縁社会と言われるような、人と人が繋がりが合えなくなった社会の中で、今は、次の時代をどういうふうに決めていこうかということに、たじろいでいる時代だと思います。その時代と時代の狭間にあって、私たちがこういう場を与えていただきまして、NPOも、それからこれまでの社会づくりの中核を担ってきていただいた公的な立場の方にしろ、まちの中心で動いてくださった方々にしろ、こうやって一同に集まり、北九州市を考える、語る場があるということが何と心強いことかというふうに私は思いました。

これまで立場の違う者を避ける、排除する、或いは批判するというだけで生きた社会の在りようを、それぞれ違う立場から、違う視点を持って語り合えるということの中に次の若者たちが育つ希望がきっとあると思うわけです。

ですから、何か問題が起きることはまずいことではなくて、その問題から次の希望に繋がるものを見出せるチャンスだと考え、今回も無い知恵を絞りながら、この「自治基本条例」を学ばせていただくことができ、本当に感謝に堪えません。

今後、私も地域の一人として、また、若者に関わる立場として、一緒にこの市を語る機会を多くしていこうと思います。

私どもの活動の中で1つだけちょっとご紹介します。

「縁が輪ネットワーク」という活動をしておりまして、若者たちが地域の中で愛される体験を、是非していただきたいと考えまして、様々な地域にお住まいの知恵をお持ちの皆様は今、困っている若者と出会っていただく活動をしております。

今すぐに仕事に就くほどの元気はないけれども、絵を描くことがこよなく好きで、そういうことをしていると気持ちが楽になるという青年に、地域でお住まいの画家の方が絵を見てくださったりしています。そのように、この地域には、こんなに豊かな人材があるということを発掘して、それを次の世代の方とうまくマッチングすることから、若者たちが出会った経験から、この北九州市で生きてみたい、この北九州市と一緒に考えていきたいという芽が少しずつ広がっているように思います。

そうした人との出会いの場を、今後も増やしていきたいと、改めてこの委員会に参加して思わせていただきました。

ありがとうございました。

委員

普段、体験することのできない場に参加できて本当に嬉しく思います。

「条例」について最初は、全然知らなくて、中身も読んだことがなかったので、この会

議に参加するにつれて、この若い世代の代表として「このままじゃいけない」ということに気付かされました。

「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく」というのは、本当にその通りだと思って、今すぐに始めることは難しいかもしれませんが、まずは、自分の興味のあることからでも、友達とか誘って、ボランティア活動とか北九州市で行われている行事に参加して、色々な人とのコミュニケーションを図り、「コミュニティ」をつくっていったらいいのかなっていうことを思いました。

私は将来、中学・高校の社会科の教師を目指しているのですが、是非、今回学んだことを活かした授業をしていただけたらいいなと思いました。ありがとうございました。

湯浅委員長

ありがとうございました。

是非、その夢を実現してほしいと思います。

委員

私達、おばさん世代も、何にでも興味を持って参加して、分からないことは、恥ずかしがらずに何でも尋ねて、自分なりに勉強してみるという気持ちが一番大切だし、私たちの世代は、仕事に就いている方に比べたら時間はあります。だから、私たちが動かないといけないんだと思うし、これだけ立場の違う皆さんが、この委員会に参加して「自治基本条例」のことを勉強していただけて、とても嬉しくて、今後、皆さん、周りの方に「自治基本条例があるから、私たちは活動できるんだ」ということを伝えていって欲しいと思います。

あと、市民センターのパンフレットは、古いものが置いたままになっているのが、目につくので、ちゃんと点検しないとイケないし、私も、それを見つけたら「これ終わっていますよ」と言おうと思います。

公害のことを小学生が学ぶ時に、一言、この「自治基本条例」のことを言って欲しいなって思うんですね。それは、公害を克服したきっかけが婦人会の活動で、市民が動いた最初の目に見えた事例だと思うんです。だから、中学校からではなくて「北九州市は、かつて公害があつて、それを乗り越えた歴史があるから、今、こういう条例があるんだよ」みたいな話が広まっていくと嬉しいなと思います。

それから、市政だよりに「あなたの意見を届けてください」みたいなコーナーがあつて、少しでいいのでQ&Aでも載せていただいたら、「ああ、こういうことも聞いていいんだな」ということが分かるコーナーが欲しいなと思います。

それから、先日、選挙がありましたけど、投票所までが遠いんですね。だから、期日前に行ったんですが、もっと困っている高齢者の方もいらっしゃると思うので、何か対策を考えて欲しいと思いました。

今回も勉強させていただいて、ありがとうございました。これからもよろしく願いいたします。以上です。

委員

皆さんが語り尽くした後ですけども、自治基本条例ができて、5年後の見直しということで、参加しましたが、委員の皆さんは、職業も、住所も、活動してきたことも違うので、色々な考えがあると思います。そうした思いが色々ある中で、委員会の意見ということで

立派な答申ができて、良かったと思います。

委員長には、しっかり市長さんにお伝えいただきたいと思います。

北九州市はかつて5つの市が一緒になって50年たちました。まちづくりが違う5市が一緒になって、模索しながら、今に到っています。20年ほど前からは、まちづくり協会や市民センターを作って、まちづくりを始めました。そして、「自治基本条例」という市のまちづくりの基本的な方針も出来ました。環境は整ってきていると思います。それで、今回、見直しをしましたが、98万いる市民のほんの10人です。これでいいかなと自信がないところも正直あります。市民の中には、もっと色々な考え方があるかもしれないし、市民はもっとこの条例やまちづくりを勉強しないといけないと思います。

私は、40数年間、自治会活動、社会活動、防犯やら全て関わって来た人間ですから、全てを知っていますが、やはり、次の世代、若者にバトンタッチしていかないといけないなと思います。以上です。

湯浅委員長

ありがとうございます。

そういう思いをお伝えしたいと思います。

森副委員長

もう、委員の皆様と言いつくされた感がありますが、最初の委員会で申し上げたと記憶していますが、認知度が4割弱ということになりますと、そんなに低くない。結構、高いんじゃないかなと思っています。日本国憲法も、恐らく、皆、名前は知っていますけど、内容まで言える人って、多分、あまりいないはずなので、「自治基本条例」も同じ、そんなに低くないと思います。それで、条例が出来てからの色々な取り組みを伺うと「条例が動いているな」という実感がありました。

特に、16条の「法務」関連で、「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を策定されているというのは、ほとんどの自治体は策定されていない中で、こういった方針が作られたというのは、条文が具体化されているということはかなり実感しています。ほかに、驚いたのが、中学生向けの副読本を作成されているというのも、実際、条例が動いてる例としては、驚いたという語弊がありますが「北九州市で、自治基本条例が生きているんだな。」ということを経験の中で実感いたしましたし、次の5年間も、市民もそうですし、市職員もそうですし、市長、市議会の皆さん、条例を生かしていただきたいと思いますし、それを研究者として、見守っていきたくと思っています。色々勉強になりました。

ありがとうございました。

湯浅委員長

どうもありがとうございます。

最後に、私からも感想を述べさせていただきます。

大体、皆様からご指摘いただいたのですが、3点ほど私の感想があります。

第1は、自治基本条例検討委員会の時を思い起こしてみますと、あの時も、非常に熱心にご議論いただいていた、回数でいうと、前回の方が委員会の開催回数は多かったですね。ただ、あの時は新しいものを作ることだったので、「ああしたい。こうしたい。こうあるべきだ。」という、ある意味、フリーハンドで議論ができたんだと思います。今回は、

出来上がった自治基本条例が、実際の市政運営や、市の自治に照らしてみた時に、ちゃんと機能しているかどうかを中心だったと思います。そういう意味では、非常に現実的なご議論をいただいたと思っております。したがって、皆様には、様々な分野で活動をされている中で、具体的な問題にまで踏み込んで、ご意見をいただけたと思いますし、また、具体的なご提案もいただいたところでありまして、まさに、この委員会の目的に沿って、市政運営を評価し、検討するということが、委員の皆様のお陰で達成できたことが、私はとても良かったなと思っております。

2点目が、今後の課題でもありますが、もう少し議論の時間があってもよかったかなという感じがしております。十分な時間を割いて議論できなかった部分もあったのではと感じております。また、森副委員長からもご指摘があったんですが、第7条の「子どもの自治へのかかわり」のところで、中学生向けの副読本を配付するということが、非常に良い取り組みですが、同じ条項の「子どもは、それぞれの年齢に応じて自治を担うことができる」の部分については、十分には検証できなかったことが、積み残しとしてあると思っております。副読本は、条例への理解を深める第一歩だと思っておりますけれども、次回、委員会が開かれる際は、また、色々な施策が展開されると思っておりますけれども、その検証をしていただきたいと思っております。

5年ごとの見直しということであれば、次回は、この委員会は、2019年に開催されることになるのかなと思っておりますけれども、もう、2020年東京オリンピック・パラリンピックの前の年でございます。その頃には、今回の答申に出てきました「自助・共助・公助」を踏まえた役割分担というものが、より具体的なものとなってきていると思っております。ここまでは自分たちでできるし、また、しなくてはならない。ここから先は、皆で助け合ってやっていきましょう。それから先は市の仕事ですよということを、これまで以上に、市が責任を持って市民に伝えていく必要性が高まってきていると思っておりますので、5年後は、是非、それを評価する機会も設けていただければと思っております。

最後に、委員長として、台風で来ることができなくなって日程の変更をお願いしたりと大変ご迷惑をおかけいたしました。委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただきまして、改めまして、お礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。

それでは、全ての議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

総務課長

どうもありがとうございました。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど、委員長からもご説明いただきましたが、週明け22日の月曜日に、湯淺委員長から市長に答申をお渡しいただく予定にさせていただきます。

答申をいただいた後ですが、市といたしましては、答申を踏まえ、特に「見直しの方向性」として、具体的な提案もいただいておりますし、また、答申には触れられていない項目でも、議事録を公開しておりますので、そうしたご意見、ご提案を踏まえ、今後、市の取り組みの中に反映させていきたいと考えております。ただ今、来年度の予算編成を行っておりますし、また、制度の見直しなども含め、今後、色々な事業や制度の中で、答申を反映していきたいと思っております。また、その結果につきましては、委員の皆様にも何かの形でお伝えできるようになればと考えてございます。

最後に、市を代表いたしまして、総務企画局長の井上より、一言ご挨拶を申し上げます。

総務企画局長

委員の皆様、5月から7ヵ月間、どうもありがとうございました。

本来でしたら、市長が来てご挨拶すべきところでございますけども、公務の都合で出席ができませんでしたので、私の方から、お礼のご挨拶を述べさせていただきます。

私も、前職は、区長をしておりまして、地域の方と色々な話をしておりました。そういうこともあって、この委員会の議論、市民自治のあり方というものには、非常に関心をもって参加させていただきました。どういう議論になってくるのかなと思っておりました。

その中で、皆さん、やはり、地域でご苦労されているなと思っております。本当に参考になりましたし、多くのことを学ぶことができました。本当にありがとうございました。

今、職員の人材育成の中で、「市民目線」というものを一番に挙げています。市民の方がどう考えているのかということ、同じ目線、同じスタンスで、我々も考えていかなければいけないということで、それを人材育成の柱の1つにしております。

そういう意味で、市も、色々な事業をしていますが、できるだけ多く、地域の方と接する機会を持つ必要があると思っております。そうした中で自治基本条例の精神を活かしていきたいと思っております。

本日、答申を決定していただきましたので、これからこの答申を市がどう実践していくのかということが問われると思っております。皆さんのご意見を尊重して、本当に実りあるものにしていきたいと考えております。

委員会でお会いするのは、本日が最後でございますけども、また、色々な場面でお会いすることになると思っておりますので、また、色々ご意見をいただければと思っております。

最後になりますけど、皆様、健康にご留意をされて、色々なところで、ご活躍されることをお祈りいたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

総務課長

以上をもちまして、第5回の委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。